ライフサポートステーション Can be+

「訪問介護」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅サービス「訪問介護」を提供させていただきます。事業所の概要や利用者に行なうサービスの内容、契約上の注意事項を次の通り説明いたします。

指定居宅サービス「訪問介護（ホームヘルプサービス）」とは
介護福祉士などの訪問介護員が要介護者の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事介助などの身体の介護、掃除・洗濯・調理などの家事の援助、生活などに関する相談・助言・その他の必要な日常生活上の世話をするサービスです。

1. 事業所の概要

①事業所の種類	訪問介護
②事業の目的	自宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とします。
③事業所の名称	株式会社ホープ ライフサポートステーション Can be+（キャン ビー）
④事業所の所在地	広島県福山市駅家町大字法成寺 114 番地 8
⑤電話番号	（084）999－7036
⑥FAX 番号	（084）999－7037
⑦管理者	三髙　裕美

2. 事業実施地域及び営業時間

①通常の事業の実施地域	福山市（駅家町・加茂町・御幸町・芦田町・新市町・神辺町・千田町・郷分町・山手町）
②休業日	日曜日
③営業時間	7 時 30 分から 18 時 30 分

3. 職員の体制

①管理者	1名 （常勤） 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行ないます。

②サービス提供責任者	2 名以上（常勤 2 名） サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行なうとともに、自らも訪問介護の提供にあたります。
③訪問介護員等	常勤　　2名（うち1名は管理者、サービス提供責任者と兼務、 うち 1 名はサービス提供責任者と兼務） 非常勤　1 名以上 訪問介護員等は訪問介護の提供にあたります。

4. 守秘義務等について

事業所、訪問介護員等は訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。但し、利用者に係わる担当者会議等に、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合がございます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

①サービス内容

（1）身体介護　　利用者の身体に直接接触して行なう介助サービスや利用者の日常生活動作能力、意欲の向上のために利用者とともに行なう自立支援の為のサービスです。具体的には排泄や食事の介助、清拭や入浴の介助、身体整容、体位変換、移動や移乗介助、起床や就寝介助、服薬介助などが含まれます。

（2）生活援助　　身体介護以外の掃除、洗濯、調理、衣類の整理や補修、買い物など日常生活の援助サービスです。

（3）身体・生活　　1 回の訪問介護で身体介護と生活援助が混在する場合です。

②サービス料金

訪問介護に関するサービス料金について、事業所が法律に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合、自己負担は「介護保険負担割合証」に表示される負担割合となり、1 割負担の場合の目安は次の通りとなります。但し、給付制限がある場合は負担金が変わることがあります。また、事業所が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は全額お支払いいただきます。

（1）身体介護　　（特定事業所加算を含む）

サービス提供時間	基本報酬 （1 回につき）	同一建物に居住する利用者 20 人以上にサービスを行なった場合	同一建物に居住する利用者 50 人以上に サービスを 行なった場合
20分未満	180 円	162 円	153 円
20分以上30分未満	269 円	243 円	229 円
30分以上1時間未満	426 円	384 円	363 円
1時間以上1時間30分未満	624 円	562 円	531 円
1時間30分以上の場合624 円に30分増すごとに 91 円を加算した額		左で計算した額の 90%	左で計算した額の85%

（2）生活援助　　（特定事業所加算を含む）

サービス提供時間	基本報酬 （1 回につき）	同一建物に居住する利用者 20 人以上に サービスを 行なった場合	同一建物に居住する利用者 50 人以上に サービスを 行なった場合
20分以上45分未満	197 円	178 円	168 円
45分以上	242 円	218 円	206 円

（3）身体介護と生活援助が混在する場合

所要時間のうち、身体介護に含まれる時間を算定し、身体介護の所定点数に生活援助の所要時間が25分増すごとに 72 円加算いたします。（215 円を限度とします）

（4）その他加算項目

早朝加算	午前6時から午前8時までに利用した場合は、所定金額に25%加算します。
夜間加算	午後6時から午後10時までに利用した場合は、所定金額に25%加算します。
深夜加算	午後10時から翌日午前6時までに利用した場合は、所定金額に50%加算します。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者

	が初回サービス月に訪問介護員に同行、もしくは訪問介護サービスを提供した場合、200円を加算します。
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、その訪問介護計画に基づく訪問介護を行なった場合は初回の訪問介護が行なわれた月に100円を加算します。利用者に対して、訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行し、利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合、3ヵ月の間1ヵ月につき1回200円を加算します。ただし、どちらか一方の算定とします。
緊急時訪問介護加算	利用者またはその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認める身体介護が行われた場合、1回につき100円を加算します。
2人の訪問介護員等が同時に訪問した場合	1人の利用者に対して同時に2人の訪問介護員等が訪問した場合、利用金額の2倍の額を算定します。
特定事業所加算	人材の質・人材の確保や介護職員の活動環境の整備等、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行なった上で訪問介護サービスを行なった場合、サービス料金に10％を加算します。

介護職員等処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行なった上で訪問介護サービスを行なった場合、利用単位数に所定の要件に基づき次の通り加算します。 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　利用単位数の 27.0％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　利用単位数の 28.7％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ　利用単位数の 24.9％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　利用単位数の 26.6％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　利用単位数の 20.7％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　利用単位数の 17.0％

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて訪問介護サービスを行なった場合、所定金額に5%を加算します。

（5）減算項目

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置（指針の整備、委員会の開催など）が講じられていない場合に所定金額の 1%を減算します。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定等の措置を実施していない場合に所定金額の 1%を減算します。
同一建物減算（再掲）	集合住宅等に居住する利用者へのサービス提供1カ月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合、該当する利用者については10%を減算します。また、同一の建物に50人以上居住する場合、該当する利用者については15%を減算します。

③交通費

通常の事業の実施地域以外の家庭を訪問して要した交通費は、道程1km当たり20円を実費として徴収いたします。費用をお支払いいただく場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。

6. サービス利用に関する留意点

次のようなサービスは生活援助に含まれませんのでご注意ください。

・商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

・直接本人の援助に該当しない行為（利用者以外の人についての洗濯・調理・買い物・主として利用者が使用する居室以外の掃除等）

・日常生活の援助に該当しない行為（草むしり、花木の水やり、ペットの世話等）

・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為（大掃除、植木の剪定等の園芸、室内外の修理やペンキ塗り等）

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	所在地	
	主治医氏名	
	主治医連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. カスタマーハラスメントの防止について

当事業所では、利用者に安心してサービスをご利用いただくと同時に、職員が安全に業務が行える環境を確保するため、以下のとおりカスタマーハラスメント（暴言・暴力・威圧的言動・不当要求・執拗なクレーム・長時間の拘束・保険外サービスの強制等やセクシャルハラスメント、職員のプライバシーを侵害する行為）の防止に取り組んでいます。

① 利用者や家族等から、職員の心身に負担を与える行為があった場合、事業所として事実確認のうえ、必要に応じて対応方法の調整やサービス提供の見直しを行うことがあります。

② 行為が改善されず、サービス提供が困難と判断される場合には、契約の継続ができないことがあります。

③ 職員の安全確保が必要と判断した場合には、警察・行政機関・弁護士等と連携し、適切な対応を行います。

④ 利用者には、職員の人格と尊厳を尊重し、円滑なサービス提供にご協力いただきますようお願い申し上げます。

9. 苦情等申立窓口について

提供するサービスに対する苦情等適切に処理をする為に、下記の通り窓口を設置しております。苦情等は面接、電話、書面などにより担当者が随時受け付けております。

☆苦情等申立窓口☆

ライフサポートステーション Can be⁺（キャン ビー）

住所　〒720－2413

広島県福山市駅家町法成寺114番地8

電話　（084）999－7036

担当　三髙　裕美

当事業所で解決出来ない苦情等は福山市介護保険課、広島県国民保険団体連合会の苦情受付機関、又は広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。

福山市介護保険課	福山市東桜町3番5号 電話（084）928－1166
広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話（082）554－0783
広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町 12 番2号 電話（082）254－3419